

Ⅲ サブWG検討結果2：損害保険業務のシステム化

2014年11月14日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 損害保険業務とN A C C Sの連携について

現在、紙ベースで行われている損害保険業務について、N A C C Sとのデータ連携による利便性向上について検討し、実現を目指す。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	輸入外航貨物保険業務についてN A C C Sとの連携	
2. 現行仕様 (基本仕様書提示時)	現状（基本仕様書提示時）における対応状況は以下のとおりとなっている。 ➤ 損害保険会社から輸入者へのD／N（保険料請求書）の送付は、殆どが紙ベースとなっている（輸入通関時に添付書類として紙のD／Nを提出している。）。 ➤ 税関に対する包括保険申請については、すべて紙ベースでの申請となっている。 ➤ 輸入包括保険については、輸入者が1ヶ月分の輸入実績を独自に集計のうえ、損害保険会社に報告を行っている。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	「SW推進官民懇話会－電子推進WG」において日本損害保険協会から、海上保険の電子化の一環としてN A C C Sとの連携について提案がなされたことによる。	
4. 次期仕様	日本損害保険協会の要望を踏まえて以下3点を検討する。 ① 個別保険：D／N（保険料請求書）の電子化（P D F）によるペーパーレス化 （通関時における紙による添付の省略化） ⇒ <u>平成25年10月の通関関係書類の電子化のスキームで実現済み、新たな対応はしない。</u> ② 包括保険申請手続き：一連の包括保険申請手続のN A C C Sによる電子化の実現 ⇒ <u>保険情報を損害保険会社が仮登録、輸入者（通関業者）が本登録する仕組みを構築。</u> ※ 現行の書面による包括保険申請については、電子化推進の観点から、N A C C S更改後、そのあり方について検討する。 ③ 包括保険：輸入実績報告におけるN A C C Sの許可情報等の活用による集計作業の簡素化 ⇒ <u>輸入者に対し輸入実績データを集約(1月分程度)して電子情報で提供する仕組みを構築。</u>	※「概要」欄の下線は、第6次 N A C C Sにおける対応方針。

2. ① 個別保険：D／N（保険料請求書）の原則P D F化

現 在

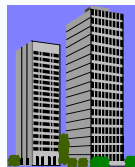
①保険申込み（E D I、W E B、紙、F A X）



輸入者



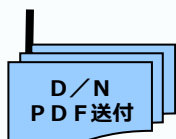
D／N
P D F送付



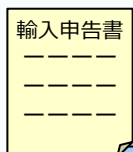
損害保険会社

②D／N＜保険料請求書＞の発行
（紙又はP D F）

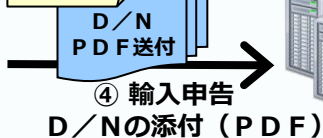
（紙又はP D F）
③D／Nの提出



D／N
P D F送付



通関業者



④ 輸入申告
D／Nの添付（P D F）

PDF添付による
ペーパーレス化

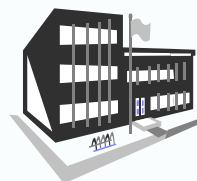
N A C C S



（④でP D Fの添付がない
場合には紙で提出）



税 関



➤ サブWG委員意見

<現状>

- ・既にP D Fで 損害保険会社→輸入者→通関業者→税関 へ送る仕組みができているが、紙での運用も残っている。
- ・現実には、輸入者から通関業者へはF A Xで送付されているケースがほとんどである。

<システム化について>

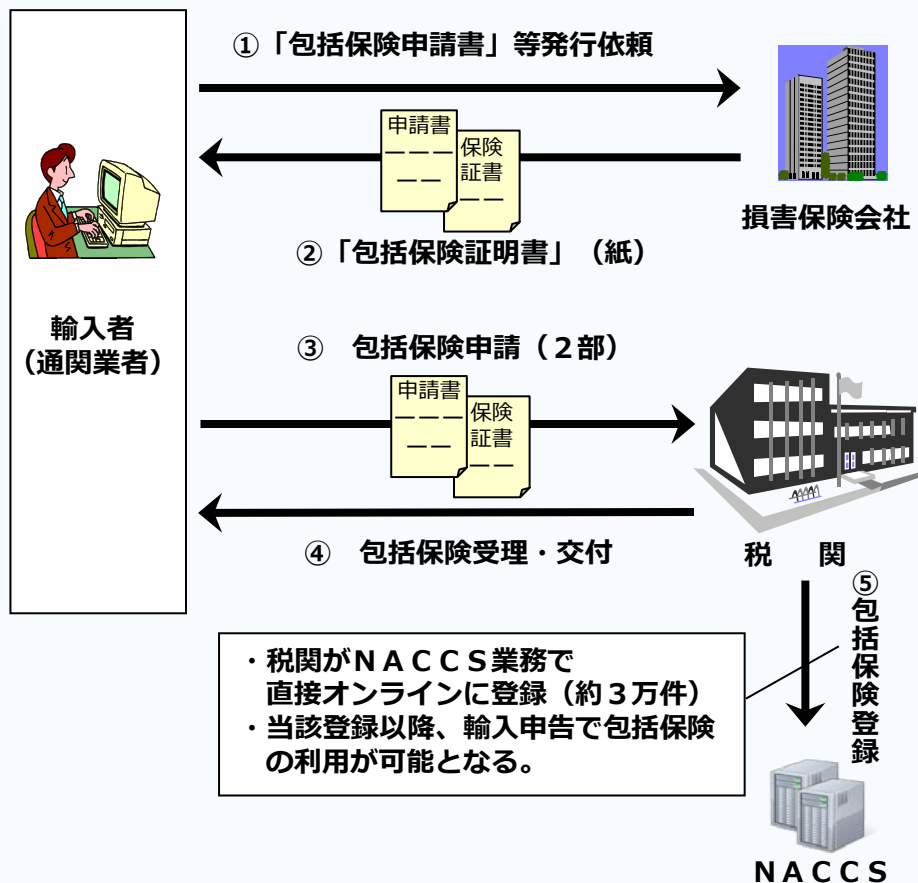
- ・D／Nのみシステム化されても、輸入申告の際に提出する添付書類は纏めてP D F化のうえ一括送信しているため、必ずしも便利になるとは考えていない。
- ・個別保険のN A C C Sによるシステム化は損害保険会社がシステム改修しないと対応が難しい。
- ・損害保険会社としては、N A C C Sでの電子申請について、輸入者毎に了解を得る必要があるので対応は難しい。
- ・輸入者から損害保険会社へ紙のD／Nが欲しいという要望もある。

➤ 第6次N A C C Sにおける方針

本件については、平成25年10月の通関関係書類の電子化のスキームにおいて実現済みであり、第6次N A C C Sにおいて新たな対応はしない。

3. ② 包括保険申請手続き：NACCS上での電子申請

現 在



➤ サブWG委員意見

＜申請*手続きを行う者について＞

* NACCSでのシステム化の場合、税関における包括保険登録業務と同様の登録手続

- ・ 損害保険会社と輸入者（通関業者）の2通りが考えられる。
- ・ 通関業者が行う場合は、全ての必要項目が事前登録された状態とし、通関業者が、改めて必要項目を入力することがないようにしてほしい。
- ・ 損害保険会社としては、NACCSへの申請手続きには輸入者による内容確認が必要であり、輸入者の確認なく、損害保険会社が独自にNACCSで申請することは難しい。

＜期限管理*について＞

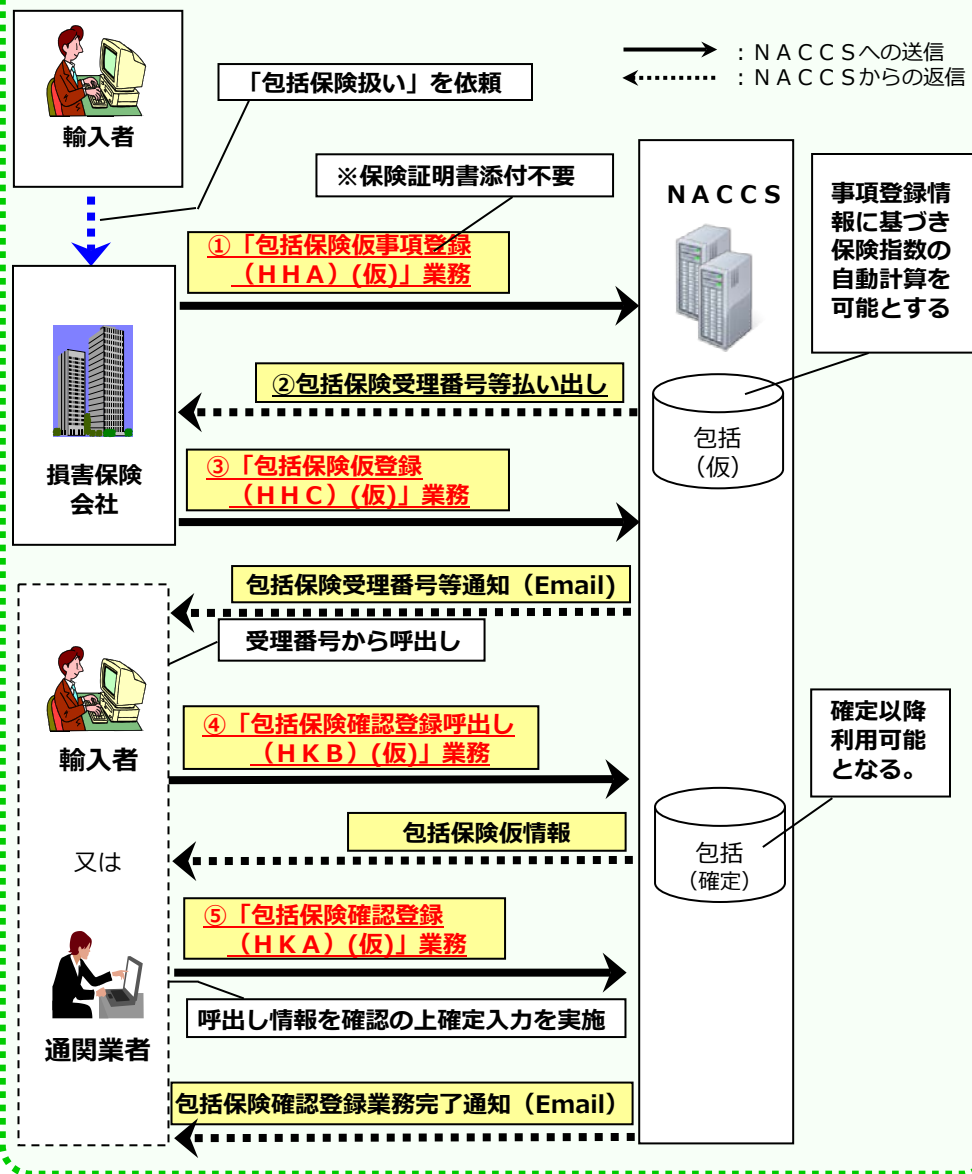
* システム化の場合、税関は管理不要の立場

- ・ 期限が現状2年のため、輸入者側にとっては頻度の多い業務ではないが、頻度の少ない業務こそ電子申請にして更に期限管理をしてほしい。
- ・ 現状2年の期限管理が廃止となった場合、損害保険会社等が期限管理を必要とする場合もあるためNACCS登録時に任意で入力できるようにしてほしい。

第6次NACCSにおける方針については次ページで説明

3. ② 包括保険申請手続き：NACCS上での電子申請

システム化イメージ



NACCS業務フローについては別紙1参照

第6次NACCSにおける方針

- 第6次NACCS更改を機に、現行の「包括保険申請」業務手続の他に、新たに「包括保険確認登録 (HKA) (仮)」業務を新設し、包括保険指数を税関を通さずNACCSに直接登録して包括保険扱いを受けることを可能とする。登録手順は以下のとおり。
 - 輸入者より包括保険扱いの依頼を受けた損害保険会社は、包括保険情報を「包括保険仮事項登録 (HHA) (仮)」業務によりNACCSに登録 (送信) する。
その際、Emailアドレス (5つまで) を入力しておけば、登録内容・受理番号等を③仮登録時に通知することができる。(保険契約者=輸入者へ通知することを想定)
 - 事項登録に基づき、包括保険指数を自動計算のうえ包括保険受理番号等を返信する。
 - 損害保険会社は、返信の内容を確認し問題が無ければ、仮登録を実施すると、①で入力したEmailアドレス宛に受理番号含む保険情報が送信される。
 - Emailで保険情報の通知を受けた輸入者は、保険情報の内容を確認する。
輸入者は、確認した保険情報に問題が無ければ、自ら又は通関業者に委託のうえ、受理番号を使い「包括保険確認登録呼出し (HKB) (仮)」業務により損害保険会社が登録した仮情報を呼出す。
 - 輸入者又は通関業者は、呼び出した仮情報に対して「包括保険確認登録 (HKA) (仮)」業務を実施すると、①で入力したEmailアドレス宛に登録完了の旨が送信される。
- 上記手順により登録が行われる場合、包括保険証明書等の添付は不要となる。
- システム登録を利用した場合、原則有効期限管理は不要とするが、運用上期限管理が必要なときは有効期限を設定可能とし、設定時には「輸入申告事項登録 (IDA) 業務」等の実施時点で有効期限の2週間前を過ぎていれば、注意喚起メッセージを出力する。
- 「包括保険仮事項登録 (HHA) (仮)」業務について、新規、料率変更、訂正、取消しの区分を設ける。
- 「包括保険照会業務 (個別照会、一覧照会)」を新設する。

システム化のメリット

- 包括保険申請書、包括保険証明書等のペーパーレス化
- 有効期限管理が不要
- 登録所要時間の短縮化
- 税関への事前手続が不要となることによる事務処理の効率化

包括保険申請手続要領

1. 提出書類
- 貨物の通関を予定している主要な官署に以下の書類を必要部数提出して申請手続きを行ってください。
- ・「包括保険扱い申請書」(押印したもの)【別紙の書式】

・「包括保険契約証明書」(「OPEN POLICY」、「MARINE QUOTATION」等保険の内容が証明できるもので保険会社が発行したもの。)
2. 提出部数
- 申請者が、保険料を「輸出入・港湾関連情報処理システム (以下「システム」という)」で自動計算させることを希望する場合には、申請書2部 (原本及び交付用) を提出してください。
- 包括保険契約証明書については、申請書と同数 (原本1部、その他は写しで可) を提出してください。
3. 有効期限
- 適用開始日から2年間となります。
- 更新を希望される場合は「新規」と同じ手続きを行ってください。
4. 変更手続き
- 有効期限内に包括保険の契約内容について変更が生じたときは、速やかに変更手続きを行ってください。
- 提出書類、部数等については前記1及び2と同様です。
- なお、変更手続きができるのは新規申請時の官署に限られます。
5. システムで自動計算できない場合
- 次の場合にはシステムで自動計算できないので留意してください。
- ・申請者が日本輸出入者標準コード表に基づく輸出入者コード (JASTPROコード) 又は税関発給コードを取得していない場合。
6. 包括保険扱い申請書記載要領【別添参照】
- 「最低保険料」欄について
- 最低保険料が月ごとに設定されているときは、連記式の欄に「M」を記入してください。
- その場合、算出 (入力) 最低保険料欄は空欄若しくは、「上記指数のとおり」と記入してください。

包括保険扱い申請書 (新規・変更)

申請書と保険会社の証明書の内容が同じであることを確認の上、提出して下さい。
提出部数: 2部 (原本+交付用)
申請書は全て申請者印押印、証明書は1部原本

提出日を記入して下さい 平成 年 月 日

税関	官署	受理番号	連番号	枝番

(注は記8の枝番に対応)

輸入者コード

12桁のコードを記入して下さい。
(例:P00000000000000)

[申請者] 住所 氏名

申請者印を押印して下さい。

東京 税関長 殿

当社においては、別添契約書のとおり包括保険契約を下記により締結したので、本契約に係る保険料を通関審査に採用されますよう申請します。
なお、保険契約の内容に変更が生じた場合は遅滞なく変更申請を行います。

記

1. 保険契約締結年月日 (西暦) : 年 月 日

2. 保険会社名 :

3. 保険対象貨物 (英文 40 字以内) : 40 文字以内の英文を記入して下さい。
枝番がある場合は、それぞれ記入して下さい。

4. 貨物輸送形態 (該当に○印) : 海上・航空

5. 保険識別 (該当に○印) : FOB・C&F

6. 保険料率 :

7. 保険料算出時点 (該当に○印) : 評価前・評価後

8. 保険料算出指数

小数点以下10桁までシステム登録可。

枝番	保 険 料 指 数	Bonus	算出 (入力) 指数
1	0.0000000000		0.0000000000
2			
3			
4			
5			

9. 最低保険料

通貨	最低 保 険 料	連記式	算出 (入力) 最低保険料
月別の場合	JPY 0000円	M	上記指数のとおり
個別の場合	JPY 0000円	—	0000円

保険料率が複数の場合でも最低保険料が1種類の場合は1行のみ記載。

10. システム登録

(1) 登録する場合 (該当に○印) : ☒ Sea-NACCS ☐ Air-NACCS

(2) 登録しない場合 (申告予定官署を全て記載する) ☐ 別途ご相談下さい。

貨物輸送形態を確認の上、どちらか又は両方に丸をして下さい。

11. 包括保険適用開始予定日 (西暦) : 年 月 日

12. 包括保険適用期間 (西暦) 税関記入欄

連絡先を記入して下さい。

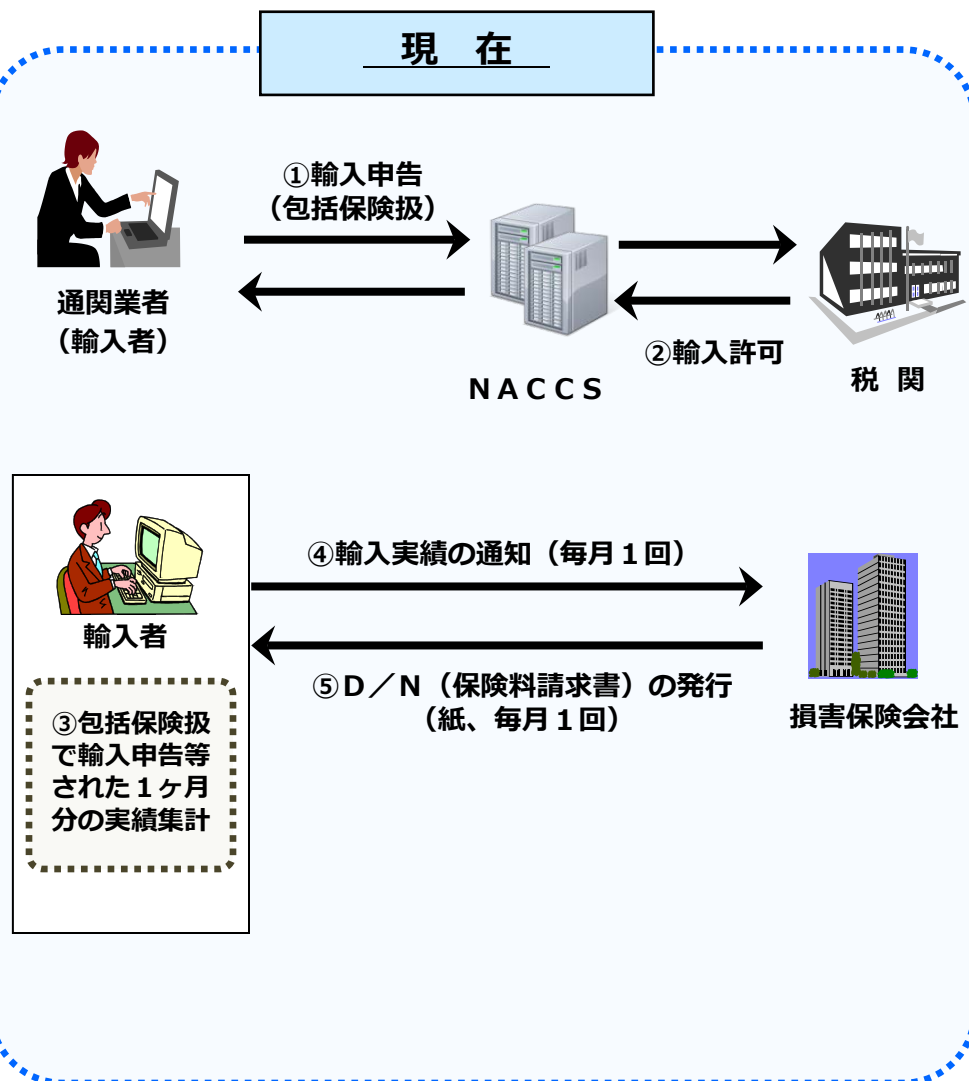
申 請 者	担当者	TEL
通関業者名	担当者	TEL

※変更の場合: 既登録受理番号: 有効期限: 変更の場合は、現在有効な受理番号及び有効期限を記載して下さい。

5

NACCS

4. ③ 包括保険：NACCSによる輸入実績データの提供



サブWG委員意見

＜損害保険会社へ輸入実績データを通知している者＞

- ・ 輸入者が、損害保険会社へ通知しており、通関業者が行うケースは原則無い。輸入者はC C I Sデータ等を利用して集計等している。
→ (輸入者) 包括保険に係る輸入実績データを提供して欲しい。
(通関業者) 包括保険に係る輸入実績データは必要ない。
- ・ 損害保険会社が、包括保険に係る輸入実績データを N A C C S から直接取得する方法も考えてよいのではないかと。
→ 損害保険会社が、輸入実績データを N A C C S から直接取得するのは、取引先が変わるなどの制約があるので難しい。

＜輸入者が必要とする輸入実績データの項目＞

- ・ 輸入者には、保険料をインボイス単位、担当部門にまで振り分けている者と一括処理している者があり、輸入者の社内管理状況で必要となる項目は異なる。
- ・ 輸入者としては、N A C C S から入手できるのであれば、包括保険に係る輸入実績データだけでなく、全ての許可情報が欲しい。

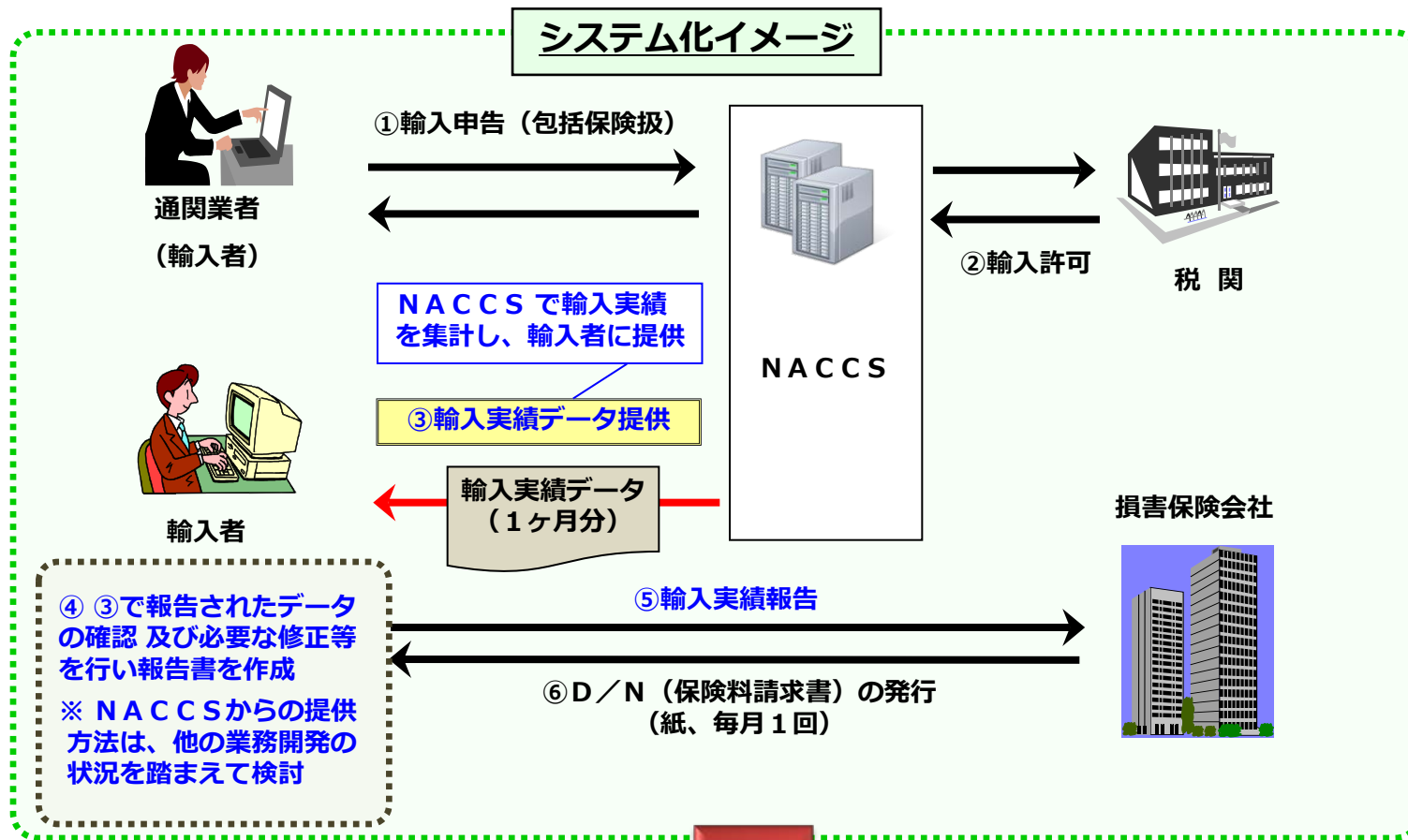
＜その他＞

- ・ 輸入実績データについて、仮に N A C C S から通関業者経由での提供となると、N A C C S から通関業者へ提供するデータの中に他の通関業者の取扱い分が含まれないよう切り分けが大変である。



第6次NACCSにおける方針については次ページで説明

4. ③ 包括保険：NACCSによる輸入実績データの提供



➤ 第6次NACCSにおける対応方針

＜NACCSから輸入実績データを提供する者＞

- ・ 輸入実績データの提供は、NACCS→輸入者とし、通関業者、損害保険会社に直接提供しない。

＜提供するデータの項目・提供方法等について＞

- ・ 輸入実績データの提供は、1ヶ月分をまとめて月1回（管理資料）。
- ・ 提供するデータの項目・提供方法については、今後検討することとする。

【参考】管理資料：包括保険輸入実績データ

No.	確定通知		NACCS		NACCSで設定する内容	備考
	項目名	必須 /任意	IDA (輸入申告事項登録)	桁数		
1	包括保険番号	必須	◎：包括保険番号	6	包括保険番号の先頭6桁	
2	枝番	必須	◎：包括保険番号	1	包括保険番号の7桁目	
3	通知月	必須	×			輸入者が設定
4	Invoice No.	任意	△：インボイス番号	35	インボイス番号	
5	出帆日	必須	×	－	出港年月日	設定がない場合は、輸入者が設定
6	海空識別	必須	◎		海空識別	
7	船名	必須	△：積載船・機名	35	積載船・機名	設定がない場合は、輸入者が設定
8	仕出港の国コード	必須	◎：積出地コード	2	積出地コード(国連LOCODE)の先頭2桁	
9	仕出港の都市コード	必須	◎：積出地コード	3	積出地コード(国連LOCODE)の3～5桁	
10	仕出港の国名	必須	×	7	積出地コードの先頭2桁に紐づくA015A国名略称(英字)	
11	仕出港の都市名	必須	◎：積出地名	20	積出地名(英字)	
12	仕向港の国コード	必須	◎：船・取卸港コード	2	"JP"固定	
13	仕向港の都市コード	必須	◎：船・取卸港コード	3	船・取卸港コード(国連LOCODEの3～5桁)	
14	仕向港の国名	必須	◎：船・取卸港コード		"JAPAN"固定	
15	仕向港の都市名	必須	◎：船・取卸港コード	20	船・取卸港コードに紐づくA016A都市名及び州名(英字)	
16	建値 (FOB/CFR(/CIF))	必須	◎：インボイス価格条件コード	3	インボイス価格条件コード	
17	Invoice価額	必須	◎：インボイス価格	18	インボイス価格	
18	Invoice通貨	必須	◎：インボイス通貨コード	3	インボイス通貨コード	
19	Invoice通貨換算率	必須	×	9	A527A通貨換算額(申告日のレート)	必要に応じて輸入者が修正
20	Freight金額	任意	○：運賃 (FOB建は必須)	16	運賃	
21	Freight通貨	任意	○：運賃通貨コード (FOB建は必須)	3	運賃通貨コード	
22	Freight通貨換算率	必須	×	9	A527A通貨換算額(申告日のレート)	必要に応じて輸入者が修正
23	関税率or金額	任意	×	－		関税保険付保の場合のみ 輸入者が設定
24	貨物明細	任意		－		
25	HSコード		◎：HSコード	9	1欄目のHSコード	
26	品名		◎：品名	40	1欄目の品名	
27	数量 1		◎：数量 1	12	1欄目の数量 1	
28	数量単位コード 1		◎：数量単位コード 1	4	1欄目の数量単位コード 1	
29	数量 2		◎：数量 2	12	1欄目の数量 2	
30	数量単位コード 2		◎：数量単位コード 2	4	1欄目の数量単位コード 2	
31	その他					